

2023年度③

# 憲 法

(全 1 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 憲 法③

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第1項に、「日本国民で年齢満十八歳以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」と定められているが、第137条の2第1項に、「年齢満十八歳未満の者は、選挙運動をすることができない」と定められており、第129条に、「選挙運動は、各選挙につき、……当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない」と定められている。これらの規定により、たとえば参議院議員通常選挙の期日が18歳の誕生日となる「日本国民」は、その通常選挙において「選挙権を有する」から投票をすることができるのに、その通常選挙について「選挙運動をすることができない」。第137条の2第1項の規定に違反して選挙運動をすると、一般に事前運動と呼ばれている第129条違反の場合と同じく第239条第1項第1号に基づいて刑罰を科されることがあり、処罰されることになると、第252条第1項または第2項に基づいて所定の期間は「この法律に規定する選挙権……を有しない」ということにもなりかねない。

前回の参議院議員通常選挙の期日が18歳の誕生日であった日本国籍のXは、この通常選挙において、はじめての投票をしたが、前日までの選挙運動の期間には、はじめての選挙運動をしていた。国民主権の原理に基づく自己統治の過程への参加には選挙において投票をすることばかりではなく選挙運動をすることも含まれていると考えて、はじめての体験に張り切っていたXが、公職選挙法第137条の2第1項の規定に違反して選挙運動をしたという理由により検挙される場合の憲法上の問題点について論じなさい。

Ⅱ 最高裁判所規則と法律の規定が競合しており、両者の内容が矛盾している場合を想定して、この場合における最高裁判所規則の規定の効力について論じなさい。